

## 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

### 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

### 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	19件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術	0件
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0件

### 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母子化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

### 区分4に分類される手術

胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	140件
---------------	------

### その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	1386件
乳児外科施設基準対象種々知	0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術 及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件

(令和7年1月1日～令和7年12月31日)